

様

副 区 長
山 内 隆 夫
小 西 將 雄

令和 3 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、世界経済に甚大な影響をもたらしている。国内においては、緊急事態宣言が解除されたものの、新規感染者数は再び増加しており、感染の収束が見通せない。まさに新型コロナウイルスとの闘いの只中であり、しかも長期戦になることは確実である。

我が国の経済は、経済社会活動の再開が本格化してきているが、景気は極めて厳しい状況にある。国の財政は巨額な負債を抱え、この間の財政出動や経済活動の沈滞により、今後、さらに悪化することは不可避である。国民全体が、日本経済が崩壊するのではないかとの不安を抱える深刻な状況となっている。

練馬区においても、かつてリーマンショックの際には、5年間で400億円以上の一般財源が減少するなど、厳しい財政状況に陥ったが、今回はこれを上回る減収が懸念される。すでに歳入面では、令和2年度の財調交付金の当初算定額は、昨年度交付額に比して約90億円の減となっており、その他、区民税や地方消費税交付金なども、当初予算を大幅に下回ることが確実である。加えて、法人住民税の一部国税化などの不合理な税制改正により、単年度で約140億円の減収が生じており、今後、かつて経験したことのない、本格的な財政危機の到来を覚悟しなければならない。

一方、歳出面では、少子高齢化の進行に伴う社会保障経費の増、老朽化する施設の維持更新、練馬区の弱点である都市インフラの整備の遅れなどの課題には着実に対応していく必要があるが、これらの実施も見通せない状況となっている。加えて、新型コロナウイルスの影響による社会保障経費の更なる増に対応し、「ウイズコロナ」の時代に即した新しい行政のあり方も模索していく必要がある。

これまで区は、徹底した区政改革を実行することで、多様化・複雑化する行政需要や義務的経費等の増加に対応しながら、財政調整基金をはじめとする基金の計画的な積立を行い、財政基盤の強化に努めてきた。しかしながら、今後の財政運営においては、これまでの想定を超えた基金の取崩しや、起債発行額の増額等を検討せざるを得ない状況にある。

しかし、国の財政運営や経済見通しの不確実性が増している中、安易な財政運営は避けなければならない。今後起こりうる状況の悪化に備えるため、来年度の基金、起債の活用は最小限のものとする必要がある。

こうした危機的状況の中で、区民生活の安全安心を守り、真に必要な区民サービスを確保し、持続可能な財政運営を堅持するためには、施策の優先順位を見極め、必要な施策は時機を逸することなく確実に実施し、同時に、聖域なく事業の見直しを行い、不要不急の歳出削減に取り組まなければならない。

そこで、令和3年度予算編成にあたっては、

- (1) 区民の生命・健康を守る事業の推進を最優先とすること。
- (2) インフラ事業等については、事業規模、事業費、スケジュールなどを精査すること。
- (3) 緊急の財源対策として、新規の施設整備、工事着手前の改修改築事業については全て凍結する。真に必要な事業に限り予算計上すること。
- (4) 上記以外の事業については、給付的事业も含め、原則として全ての事業について必要性・緊急性を総点検し、休止、縮小、延期の可否を検討すること。また、大規模な集客イベントについては、感染拡大防止の観点も考慮のうえ、当面の休止も含めて検討すること。

とする。については、下記事項に留意し、令和3年度予算の編成に取り組まれない。この旨、命により通達する。

記

- 1 歳出については、所要額を十分に精査し、真に必要な経費のみ計上すること。また、現時点で見込まれる来年度の財政フレームを考慮し、各部の枠配分額の10%のマイナスシーリングを行う。限られた配分額の中で新たな行政需要などにも対応するため、従前以上にスクラップアンドビルドを徹底すること。
- 2 歳入については、以下により確保に努めること。
 - (1) 税および保険料などは、新型コロナウイルスの影響による減免や徴収猶予などに適切に対応しつつ、引き続き収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。
 - (2) 負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ること。
 - (3) 国庫支出金・都支出金は、財政状況の悪化による見直しや、新型コロナウイルスの影響に伴う制度新設が予想されるため、国や都の予算編成の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めること。なお、補助金等の削減・廃止などが見込まれる際は、事業の縮小・廃止を検討すること。
 - (4) 区有財産の更なる有効活用を進めるとともに、寄付制度の拡充など資金調達の手法について積極的に検討し、各部等の創意工夫により自主財源の一層の拡充に取り組むこと。
- 3 令和元年度決算において多額の不用額が生じた事業や多額の減額補正を行った事業については、予算積算方法や執行方法を必ず見直すこと。また、必要性が低下した事業の縮小・廃止に不断に取り組むこと。